

長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程の学位審査に伴う論文報告会及び
論文提出等に関する取扱要領

平成17年8月3日 教授会決定

最終改正 平成29年3月8日

一部改正 平成30年2月14日

一部改正 令和2年2月5日

一部改正 令和2年5月22日

一部改正 令和6年2月14日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎大学学位規則（以下「規則」という。）、長崎大学大学院経済学研究科規程（以下「研究科規程」という。）及び長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、学位審査に伴う論文報告会及び論文提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文報告会)

第2条 論文の審査を受けようとする者は、テーマサーベイ報告、特別演習中間報告及び博士論文中間報告の順に3回の論文報告会に参加し、発表を終えなければ、予備審査論文を提出することができないものとする。

2 論文報告会は、原則として、次の各号に定める時期に開催するものとし、何れの報告会も発表20分、質疑応答10分の時間配当で行う。時期の詳細は、教授会が別に定める。

(1) テーマサーベイ報告会 1年次の第2 Semester (テーマサーベイのいずれかの時間)

(2) 特別演習中間報告会 2年次の第2 Semester (特別演習のいずれかの時間)

(3) 博士論文中間報告会 3年次の第1 Semester (特別演習のいずれかの時間)

3 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の報告会については、教授会が別に定める。

4 前項までの報告会について、次のいずれかの事由により発表できない場合は、原則として報告会の7日前までに所定の様式（別紙1）に証明書等を添付したうえで、指導教員を経て研究科長に報告会の変更を申し出ることができる。ただし、突発的な事由の場合は、報告会の7日後までに申し出るものとする。

(1) 病気・負傷

(2) 就職試験（内定式を除く。）、国家試験（税理士等）

(3) 忌引

- (4) 交通機関のストライキ等
 - (5) 不慮の災害
 - (6) その他研究科運営委員会において止むを得ない事由と認められたもの。
- (予備審査論文の提出等)

第3条 課程修了の認定を受けようとする者は、事前に予備審査に合格しなければならない。

- 2 予備審査論文の提出時期は、3年次の11月又は5月のいずれかとする。提出時期の詳細は、教授会が別に定める。
 - 3 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の論文提出時期は、教授会が別に定める。
 - 4 課程修了の認定を受けようとする者は、第2項に基づき次に掲げる書類を、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。
 - (1) 予備審査願（別紙様式第1号） 3部
 - (2) 予備審査用論文（A4判横書（1行40字×30行）、日本語60,000字以上又は英語18,000語以上） 3部
 - (3) 論文目録（別紙様式第2号） 3部
 - (4) 論文内容の要旨（別紙様式第3号）（日本語2,000字以内又は英語1,200語以内） 3部
 - 5 予備審査用論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。
 - (1) 参考論文は、学位論文の基礎となった論文で、学術誌に公表された（公表が決定された）ものとする。
 - (2) 前号の公表論文は、単著で1編以上とし、うち1編は、査読ありのものとする。
 - 6 研究科長は、予備審査論文の受理及び予備審査委員の選出（審査規程第13条準用）について教授会に付議しなければならない。

なお、予備審査委員の主査は指導教員を充て、副査は副指導教員を除くものとする。
 - 7 予備審査は、予備審査出願者ごとに原則として発表40分、口頭試問80分とし、別途審査委員による審査協議20分の時間配当で行う。
 - 8 予備審査委員は、所定の期日までに学位申請資格、学位論文としての形式等の適合性について審査し、その結果を研究科長に報告（別紙様式第4号）するものとする。
 - 9 研究科長は、予備審査委員からの報告に基づき教授会の議を経て、その判定結果を速やかに出願者に通知するものとする。
- (学位論文の提出等)

第4条 前条による合格者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（審査規程別記様式第2号） 3部
- (2) 学位論文 3部（A4判横書（1行40字×30行、左側余白3cm以上）、日本

語 60,000 字以上又は英語 18,000 語以上) (他に審査用として必要部数を添付すること。)

(3) 論文目録 (審査規程別記様式第 3 号) 3 部

(4) 論文内容の要旨 (日本語 2,000 字以内又は英語 1,200 語以内) 3 部
(他に審査用として必要部数を添付すること。)

(5) 参考論文 3 部

2 学位論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。

(1) 参考論文は、学位論文の基礎となった論文で、学術誌に公表された (公表が決定された) ものとする。

(2) 前号の公表論文は、単著で 1 編以上とし、うち 1 編は、査読ありのものとする。

3 第 1 項の書類の提出時期は、3 年次の 1 月又は 7 月のいずれかとする。提出時期の詳細は、教授会が別に定める。

4 研究科長は、論文の受理及び学位審査委員の選出について教授会に付議しなければならない。

5 審査規程第 13 条第 2 項に規定する学位審査委員は、指導教員及び論文の内容に関連する教育研究分野の教員 (研究指導担当適格者) とする。

ただし、副査のうち 1 人は、指導教員をもって充てる。

6 学位審査は、出願者ごとに原則として発表 40 分、口頭試問 80 分とし、別途審査協議 20 分の時間配当で行うものとする。

7 学位審査委員は、所定の期日までに論文審査及び最終試験の結果を研究科長に報告 (別記様式第 5 号及び第 6 号) するものとする。

8 研究科長は、前項の報告に基づき教授会に付議しなければならない。

(論文の体裁)

第 5 条 審査規程第 11 条に規定する論文の体裁は、次の各号に定めるとおりとする。

1 学位論文 (以下「論文」という。) の使用言語は、日本語を原則とする。なお、英語については申し出により考慮することがある。

2 論文の字数 (表紙、目次、論文要旨を除く。) は、日本語による場合は 60,000 字以上 (A4 用紙で、横書き、横 40 字、30 行を標準とし、図、表、注、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算)、英語による場合は 18,000 語以上 (A4 用紙で、25 行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算) とする。論文内容の要旨の字数は、日本語による場合は 2,000 字以内、英語による場合は 1,200 語以内とする。

ただし、論文の字数 (論文内容の要旨の字数も含む。) は、論文提出前に申し出により専攻分野、論文の内容等を勘案して考慮することがある。

3 前項ただし書きの考慮を求める者は、所定の様式により指導教員を経て研究科長の許

可を受けなければならない。

4 論文及び論文内容の要旨は、所定の用紙を使用し、ワープロ又はパソコン浄書とする。

その場合の用紙は、A4版（1行40字×30行）、左側余白3cm以上とする。

5 論文審査願、論文目録及び論文内容の要旨の様式は、別紙のとおりとする。

6 論文の正本は、次により作成するものとする。

(1) 長期保存に耐えうるよう、正式装丁する。

(2) 表紙には、別図のように論文題名、専攻名及び氏名を記載する。

(3) 表紙の色は黒、文字は金文字とする。

(4) 製本費用は、本人負担とする。

7 論文の正本は、附属図書館経済学部分館で保存する。

(補則)

第6条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、教授会が決定する。

附 則

この要領は、平成17年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日現在本学に在学している者については、なお従前の例による。

(別紙 1)

令和 年 月 日

経済学研究科長 殿

長崎大学大学院経済学研究科

学生番号

氏 名

印

報告会の変更について

私の報告会について、以下のとおり変更をお認め頂きますようお願いいたします。

報告会の種類：

変更理由：

.....

指導教員の意見.....

.....

.....

指導教員署名.....

変更後の報告会日

報告会会場

教務担当教員署名